

広島県告示第九百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

令和三年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所在地	業務の 種類	変更年月日
新	旧			
村上接骨・はり・きゅう院	合同会社村上接骨はりきゅう院	尾道市向島町五五 四一番地九	はり・きゅう	令和三年四月一日
村上接骨・はり・きゅう院	合同会社村上接骨はりきゅう院	尾道市向島町五五 四一番地九	柔道整復	令和三年四月一日
しんどう鍼療所	新藤鍼療所	安芸郡海田町昭和 町五番一三号	はり・きゅう	令和三年四月二日
あかいし鍼灸堂	赤石鍼灸治療院	三原市明神二丁目 二〇番一一号	はり・きゅう	令和三年三月二日